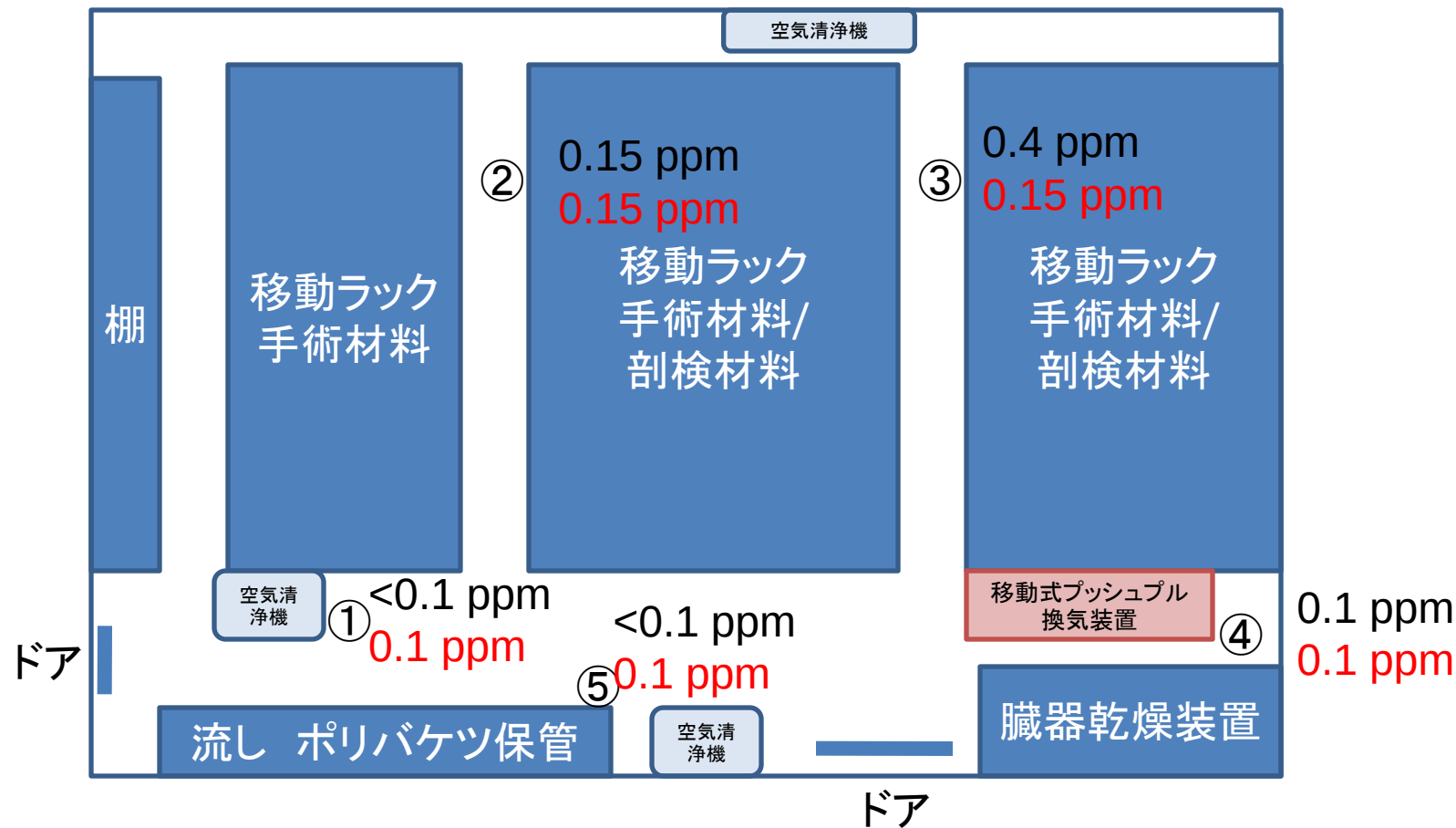




空気清浄	二重密閉
なし	なし
あり	あり

臓器保管室におけるホルマリン濃度管理(非作業時)



微小検体ホルマリン浸漬作業における 局所排気装置接地判断について(内視鏡検査等)

特化則第5条に基づく局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の設置義務については、特化則第6条の規定により、

作業場の空気中における第2類物質のガス等の濃度が常態として有害な程度になるおそれがないと所轄労働基準監督署長が認定した場合は、適用除外になる。

具体的な認定基準は、
通達「特定化学物質等障害予防規則第6条第1項の規定による認定の基準及び同規則等の規定により設ける局所排気装置の性能の判定について」(昭和58年7月18日付け基発第383号)で示されている。

連続する2日間に渡り測定した作業場の空気中における第2類物質の濃度が、告示(昭和50年労働省告示第75号)で定める局所排気装置の抑制濃度(ホルムアルデヒドについては0.1ppmに設定)を超えない場合が該当する。